別表第一号の四　無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式（第25条の17第１項及び第25条の19第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局包括登録（包括再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□電波法第27条の32第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の19第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

［１　略］

２　電波法第27条の23第２項第１号への該当の有無（注６）

□有　　□無

［３～５　略］

［注１～５　略］

６　法第27条の23第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

［７～10　略］

別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～20　略］

21　21の欄は、次によること。

［⑴～⑸　略］

⑹　法第27条の12第３項第７号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者）との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

［ア～カ　略］

［⑺～⑯　略］

［22～24　略］

別表第一号の四　［同左］

無線局包括登録（包括再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□電波法第27条の29第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の19第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

［１　同左］

２　電波法第27条の20第２項第１号への該当の有無（注６）

□有　　□無

［３～５　同左］

［注１～５　同左］

６　法第27条の20第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

［７～10　同左］

別表第二号第２　［同左］

［様式同左］

［注１～20　同左］

21　［同左］

［⑴～⑸　同左］

⑹　法第27条の12第２項第６号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者）との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

［ア～カ　同左］

［⑺～⑯　同左］

［22～24　同左］